

令和7年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立香椎高等学校
課程又は教育部門	全日制課程

39

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法第2条」

いじめはすべての生徒に関する問題であり、学校における最重要課題の一つである。生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず全職員が共通認識をもって、組織的に対応できる体制を構築する。

- (1) 生徒に対していじめが許されない行為であることを十分に理解させるとともに、いじめを認識しながら放置しないことの重要性を認識させる。
- (2) SNS や携帯電話、インターネット等によるいじめ問題防止教育を推進する。
- (3) 生徒をいじめに向かわせないための未然防止、いじめに適切に対応していく早期発見・早期対応に教職員・保護者等が一致協力をして、いじめ問題の克服に向け組織的に対応する。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1) あらゆる場面において、生徒が規則を遵守した上で、自主的・主体的に参加・活躍するような授業づくりや集団づくりを行う。
- (2) 集団の一員としての自覚を促し、他を尊重したコミュニケーション能力を育むことにより、互いに多様性を認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- (3) 情報社会における正しい判断や、望ましい態度を育てるとともに、危険回避についての理解も深めさせる。
- (4) あらゆる教育活動において、すべての職員が、いじめは許さない毅然とした態度を貫き、生徒が安心して学校生活を送れる環境づくりを組織的に行うとともに、職員が生徒との信頼関係を築き、生徒が安心して相談できる環境をつくる。
- (5) 保護者等、地域、関係機関等と連携することで、大人が一体となって生徒を見守る体制を構築する。
- (6) すべての教職員の共通理解を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年度初めに年間計画に位置付け実施する。

- (7) 学級・ホームルーム活動等において、法や自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに、「いじめをしない態度や能力」を身に付けさせるための取り組みを行う。
- (8) 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動を避け、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように、生徒への適切な接し方等を学ぶ研修を行う。
- (9) 人権教育や市民性教育を通じて、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しよう」と努め、人権侵害をしない人」に育つように生徒へ働きかける。また、発達障がいや性同一性障がい等、きめ細やかな対応が必要な生徒について、正しい理解を図るための研修を行う。
- (10) いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用方法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問が指導を行う。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての職員、保護者等、地域、関係機関等が連携し生徒のささいな変化に気付く力を高めていく。いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたり、近年ではSNSを介したインターネット上の誹謗中傷、仲間外し等、学校や大人だけでは判断しにくい形で行われていることを認識し、些細な兆候であっても、生徒の感じる被害性に着目し、早い段階からの確に関りを持ち、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、いじめを隠したり軽視したりすることなく組織的にいじめを認知していく。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ア 職員が日常的に生徒の様子をよく観察し適宜声かけをし、面談を行う。また、生徒の変化を見逃さないためのチェックリスト等を活用し、他の職員との情報共有に努める。
- イ 定期的ないじめアンケートや学校生活アンケート、家庭用チェックリストを通して、生徒や保護者等が相談しやすい環境をつくとともに、二者面談、三者面談を行うなどして相互の信頼関係をつくる。
- ウ 保健室や相談箱の設置等の校内相談体制を整備するとともに、学校外の相談窓口などの方法の周知を図る。
- エ SNSなどのインターネット環境に関わるものの対策として、定期的なネットパトロール等に取り組む。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

(1) 基本的考え方

いじめが発生した場合に迅速な対応ができるように、あらかじめ、いじめを把握した場合の対処の仕方について職員が共通認識を持ち、学校としての組織的な対応を可能とする体制を整備しておく。

いじめ又はいじめと疑われる事象の発見・通報を受けた場合には、速やかに「いじめ防止委員会」に報告し、全職員で組織的に対応できる体制をつくる。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織（いじめ防止委員会）を活用して行う。いじめ対策組織（いじめ防止委員会）は、心理

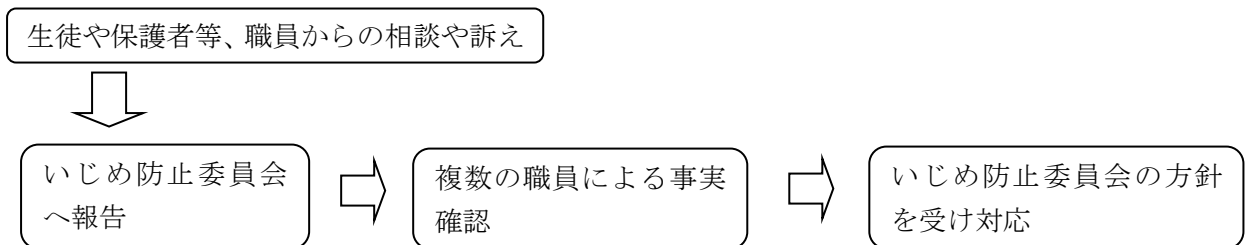
的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない生徒もいること等に配慮し、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。なお、インターネットやSNS等を利用したいじめに対しても適切に対応する。

いじめ対策組織（いじめ防止委員会）の方針を受け、いじめられた生徒を守り通すとともに、いじめた生徒に対しては、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。さらに、関係機関・専門機関等とも連携して対応にあたる。なお、生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うためにも、継続的な指導において経過を見守り続けることが肝要であり、該当生徒同士が以前よりも良好な人間関係を構築できるように導く。

（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応

生徒や保護者等、教職員から「いじめではないか」「いじめられている」等の相談や訴えがあった場合には、迅速に次のとおり対応し、生徒に安心感を与えるとともに、安全を確保する。

①対応の流れ



②対応の際の留意点

- ア 職員がいじめ（いじめと疑われる場合も含む）を発見した場合、必ずその場でその行為を止める。
- イ 発見・通報を受けた職員は一人で抱え込まず、学校におけるいじめ対策組織（いじめ防止委員会）に直ちに報告し、職員間で情報を共有する。
- ウ いじめ対策組織（いじめ防止委員会）が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、校長に報告する。また、事実確認した内容は、疑いのある案件を把握した段階で、管理職が県教育委員会に第一報を行う。
- エ 校長の指示の下、関係職員が事実確認の結果をいじめられた生徒の保護者等と、いじめた生徒の保護者等に連絡するとともに、関係生徒（いじめられた生徒、いじめた生徒、情報提供の生徒、クラス・部活動の生徒等）へ対応を行う。
- オ 学校や学校の設置者が、いじめた生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難であり、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられた生徒を徹底して守り通すという観点から、学校は所轄警察署と連携し適切な措置を講じる。
- カ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄警察署へ通報・連携し、生徒の生命、身体又は財産を守るための適正な措置を講じる。
- キ 部活動においていじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。
- ク 部活動指導員、非常勤講師等が生徒の指導を開始する前に本対応について周知する。

（３）いじめられた生徒又はその保護者への支援

ア いじめられた生徒から、必ず複数の職員が事実関係の聴取を行う。その際、いじめられた生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたは悪くない」ことをはっきり伝えるな

ど、自尊感情を高めるように留意する。また、生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。

- イ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者等に事実関係を伝える。その際、いじめられた生徒・保護者等に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を払拭する。また、組織的にいじめられた生徒の安全を確保することを伝える。
- ウ いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、該当生徒に寄り添い支え合える体制をつくる。また、いじめられた生徒及び他の生徒が安心して学習、その他の活動に取り組める環境を確保する。状況に応じて心理や福祉の専門家・教員経験者・警察官経験者など専門機関の協力を得る。
- エ いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行い、いじめられた生徒といじめた生徒の人間関係が以前よりも良好になるように援助する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ア いじめた生徒から、必ず複数の職員が事実関係の聴取を行う。また、生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。
- イ いじめた気持ちや状況などについて十分に話を聞き、いじめの背景に目を向け指導する。
- ウ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめは「決して許されない行為である」ことやいじめられた側の気持ちを理解させる。
- エ いじめた保護者等に対しては、正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者等のつくづく悲しい気持ちを伝え、今後の指導に対する理解を深め、学校と保護者等が連携して対応できるよう協力を求める。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえいじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- イ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、その行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ウ ホームルーム等において、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- エ いじめを知らせた生徒に対しては、勇気をもった行動を評価するとともに、安心して学校生活を送れるように配慮する。
- オ 互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団をつくることを認識させ、いじめの再発防止に努める。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ア ネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。削除措置をとる時、必要に応じて法務局又は地方法務局に協力を得る。
- イ 生徒の生命、身体又は財産の重大な被害が生ずるおそれがある場合には、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ウ 関係機関と連携し、学校ネットパトロールを実施し、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- エ 生徒にインターネット上の人権相談窓口等に関する関係機関の取り組みについて周知する。
- オ SNS 等のインターネット上で起こるいじめは大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、折に触れて注意を喚起するとともに、適性利用に関する学習等を通して学校における情報モラル教

育を進める。また、保護者等に対してもこれらについての理解を求めていく。

(7) いじめの解消

- ア いじめが「解消している」とは、「いじめに係る行為が3か月以上止んでいること」「いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも二つの要件を満たしており、必要に応じ他の要件も勘案して判断できる状態とする。
- イ いじめに係る判断は、次の手順で行う。
 - ①いじめに係る行為が止んでから3か月以上経過した時点において、いじめられた生徒及びその保護者等に対して改めて面談を行い、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する。
 - ②確認した内容を基にいじめ対策組織（いじめ防止委員会）で検討し、検討した内容を踏まえて校長が判断する。
- ウ 上記の状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性がゼロではないとの認識のもと、いじめられた生徒及びいじめた生徒について、注意深く観察を継続する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

- ア 重大事態が発生した場合は、直ちに福岡県教育委員会を通じて県知事への事態発生報告をする。
- イ 福岡県教育委員会の指導の下、その重大事態に対処し、今後の同種の事態の再発防止のため、該当の事案に対する調査を行う。場合によっては学校だけでなく、弁護士や精神科医等の専門的な知識を有する者からなる調査機関を設け、事案の調査を行う。
- ウ 事案によっては、報道等への対応も考えられるため、生徒の個人情報及びプライバシーに十分配慮し、報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

- ア 調査結果については、福岡県教育委員会を通じて、県知事へ報告する。
- イ 福岡県教育委員会又は香椎高等学校は、上記の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめられ

た生徒及び保護者等に対し、当該調査に係る組織、方法、方針、経過及び事実関係等、その他必要な情報を適切に提供する。

- ウ 調査結果報告は、一方的なものとならないよう、保護者等の調査結果に対する所見を盛り込む等、客観的なものとなるように配慮するとともに、今後の同種の事態防止策を示すこととする。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ防止委員会 / 香椎重大事態調査委員会

(2) いじめ防止対策推進法第22条に係る組織の役割と機能

学校のいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行う中核となる常設組織「いじめ防止委員会」を置く。

ア いじめに対して学校が組織的に対応する中核的な組織となる。

①学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

②いじめの相談・通報の窓口としての役割

③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

④いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係の生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針と保護者等の連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

イ 必要に応じて心理カウンセラーや警察官関係者など専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解消に資する。

(3) いじめ防止対策推進法第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

いじめが重大事態と福岡県教育委員会又は香椎高等学校が判断した場合、当該重大事態に係る調査を行うため、香椎高等学校に「香椎重大事態調査委員会」を立ち上げる。

ア 調査を行う組織は、「香椎重大事態調査委員会」の構成員を中心とし、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査方策を示す。

イ 調査組織の構成は、従前の経緯や事案の特性を踏まえつつ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を整える。

ウ 第三者となる者を調査組織に加えるほか、法律、医療、心理、福祉等の専門的見地から充実した調査を行うことができるよう専門家を加える。

7 学校評価

【達成目標】

ア いじめの未然防止のために取り組むこと

①二者面談及び三者面談の実施

②SOSの出し方教育や規範意識を高めるなどの講演会の実施（年に2回以上）

イ いじめの早期発見のために取り組むこと

①いじめアンケート及び学校生活アンケートの結果に基づいて生徒の様々な変化等を観察する

②ネットパトロールの実施（月に1回以上）

③教育相談委員会、学年会議等において生徒の情報交換の実施（月に1回以上）

【評価方法】

上記目標が達成されたかは実施後適宜情報を収集した内容をもとに、いじめ防止委員会及び学校

評議委員会、PTA 生徒指導委員会において協議し評価する。上記目標達成に関する評価は、いじめ防止委員会で情報分析を行い、学校評議委員会及び PTA 生徒指導委員会において報告し評価する。